

扶桑町議会議案第 6 0 号

令和 8 年度扶桑町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度扶桑町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52,021 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,870,002 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		667,356	26,117	693,473
	1 国民健康保険税	667,356	26,117	693,473
6 繰入金		265,381	11,879	277,260
	1 他会計繰入金	265,381	11,879	277,260
7 繰越金		1	14,025	14,026
	1 繰越金	1	14,025	14,026
歳 入 合 計		2,817,981	52,021	2,870,002

歳 出

(単位：千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		832,692	0	832,692
	1 医療給付費分	568,030	0	568,030
	2 後期高齢者支援金等分	179,675	0	179,675
	3 介護納付金分	67,103	0	67,103
	4 子ども・子育て支援納付金	17,884	0	17,884
5 諸支出金		2,761	9,376	12,137
	1 償還金及び還付加算金	2,760	409	3,169
	2 繰出金	1	8,967	8,968
6 予備費		13,090	42,645	55,735
	1 予備費	13,090	42,645	55,735
歳 出 合 計		2,817,981	52,021	2,870,002

令和 8 年度扶桑町国民健康保険特別会計
補正予算（第 2 号）に関する説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	667,356	26,117	693,473
6 繰入金	265,381	11,879	277,260
7 繰越金	1	14,025	14,026
歳入合計	2,817,981	52,021	2,870,002

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金	832, 692	0	832, 692
5 諸支出金	2, 761	9, 376	12, 137
6 予備費	13, 090	42, 645	55, 735
歳 出 合 計	2, 817, 981	52, 021	2, 870, 002

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	11, 879	△11, 879
0	0	0	9, 376
0	0	0	42, 645
0	0	11, 879	40, 142

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

(単位：千円)			
目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	667,356	26,117	693,473

節		(単位：千円)	
区 分	金 額	説 明	
1 医療給付費分 現年課税分	23,686	1 医療給付費分現年課税分 医療給付費分保険税現年度分 補正後 算定総額 6 2 9, 8 3 6千円 * (所得割額 8. 7 7 % 3 6 1, 0 7 6千円) * (均等割額 3 7, 4 7 0円 1 8 9, 1 4 9千円) * (平等割額 2 4, 0 5 0円 7 9, 6 1 1千円) * 控除額合計 1 4 7, 8 2 1千円 * (課税限度を超える額 5 0, 5 8 3千円) * (低所得者軽減額 6 4, 4 6 4千円) * (未就学児軽減額 1, 0 6 4千円) * (産前産後保険税軽減額 2 8千円) * (異動月割減額 3 1, 6 8 2千円) * 収入見込額 (収納率9 2. 8 %) 4 4 7, 3 0 9千円 * 補正前 算定総額 5 9 3, 0 9 9千円 * (所得割額 8. 7 7 % 3 4 5, 2 4 6千円) * (均等割額 3 7, 4 7 0円 1 7 4, 9 1 0千円) * (平等割額 2 4, 0 5 0円 7 2, 9 4 3千円) * 控除額合計 1 3 6, 6 0 8千円 * (課税限度を超える額 5 2, 9 7 8千円) * (低所得者軽減額 5 9, 0 0 1千円) * (未就学児軽減額 1, 4 0 8千円) * (産前産後保険税軽減額 5 3 9千円) * (異動月割減額 2 2, 6 8 2千円) * 収入見込額 (収納率9 2. 8 %) 4 2 3, 6 2 3千円 * 補正後 補正前 4 4 7, 3 0 9千円 - 4 2 3, 6 2 3千円 = 2 3, 6 8 6千円	23,686
2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	8,200	1 後期高齢者支援金分現年課税分 後期高齢者支援金分保険税現年度分 補正後	8,200

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		算定総額	2 1 3, 0 3 6千円 *
		(所得割額 2. 8 9 %	1 1 8, 9 8 5千円) *
		(均等割額 1 2, 9 0 0円	6 5, 1 1 9千円) *
		(平等割額 8, 7 4 0円	2 8, 9 3 2千円) *
		控除額合計	4 7, 6 5 4千円 *
		(課税限度を超える額	1 3, 8 9 4千円) *
		(低所得者軽減額	2 2, 5 6 5千円) *
		(未就学児軽減額	3 6 6千円) *
		(産前産後保険税軽減額	1 0千円) *
		(異動月割減額	1 0, 8 1 9千円) *
		収入見込額 (収納率 9 2. 8 %)	
			1 5 3, 4 7 4千円 *
		補正前	
		算定総額	2 0 0, 4 9 4千円 *
		(所得割額 2. 8 9 %	1 1 3, 7 6 9千円) *
		(均等割額 1 2, 9 0 0円	6 0, 2 1 7千円) *
		(平等割額 8, 7 4 0円	2 6, 5 0 8千円) *
		控除額合計	4 3, 9 4 8千円 *
		(課税限度を超える額	1 5, 0 6 6千円) *
		(低所得者軽減額	2 0, 6 4 5千円) *
		(未就学児軽減額	4 6 6千円) *
		(産前産後保険税軽減額	1 8 9千円) *
		(異動月割減額	7, 5 8 2千円) *
		収入見込額 (収納率 9 2. 8 %)	
			1 4 5, 2 7 4千円 *
		補正後	補正前
		1 5 3, 4 7 4千円	－ 1 4 5, 2 7 4千円
			= 8, 2 0 0千円
3 介護納付金分 現年課税分	△4, 536	1 介護納付金分現年課税分 介護納付金分保険税現年度分 補正後	△4, 536
		算定総額	7 7, 6 8 6千円 *
		(所得割額 2. 5 0 %	4 4, 6 0 6千円) *
		(均等割額 1 2, 7 0 0円	2 3, 1 1 4千円) *
		(平等割額 6, 3 0 0円	9, 9 6 6千円) *
		控除額合計	2 1, 9 3 2千円 *

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		(課税限度を超える額 8, 9 6 7 千円) *	
		(低所得者軽減額 8, 6 4 2 千円) *	
		(異動月割減額 4, 3 2 3 千円) *	
		収入見込額 (収納率 9 1 %)	5 0, 7 3 6 千円 *
		補正前	
		算定総額 7 9, 9 1 8 千円 *	
		(所得割額 2. 5 0 % 4 7, 9 4 6 千円) *	
		(均等割額 1 2, 7 0 0 円 2 2, 3 2 7 千円) *	
		(平等割額 6, 3 0 0 円 9, 6 4 5 千円) *	
		控除額合計 1 9, 1 7 9 千円 *	
		(課税限度を超える額 1 1, 1 2 2 千円) *	
		(低所得者軽減額 8, 0 5 7 千円) *	
		収入見込額 (収納率 9 1 %)	5 5, 2 7 2 千円 *
		補正後 補正前	
		5 0, 7 3 6 千円 − 5 5, 2 7 2 千円	
		= △ 4, 5 3 6 千円	
4 子ども・子育て支援納付金分現年課税分	△1, 233	1 子ども・子育て支援納付金分現年課税分	△1, 233
		子ども・子育て支援納付金分保険税現年度分	
		補正後	
		算定総額 2 0, 4 6 9 千円 *	
		(所得割額 0. 2 8 % 1 1, 5 2 7 千円) *	
		(均等割額 1, 2 2 0 円 6, 1 5 9 千円) *	
		(1 8 歳以上均等割額 5 0 円 2 3 5 千円) *	
		(平等割額 7 7 0 円 2, 5 4 8 千円) *	
		控除額合計 4, 5 6 0 千円 *	
		(課税限度を超える額 1, 0 6 6 千円) *	
		(低所得者軽減額 2, 1 1 5 千円) *	
		(1 8 歳以上均等割軽減 5 5 千円) *	
		(1 8 歳未満均等割軽減 2 8 8 千円) *	
		(産前産後保険税軽減額 1 千円) *	
		(異動月割減額 1, 0 3 5 千円) *	
		収入見込額 (収納率 9 2. 8 %)	1 4, 7 6 3 千円 *
		補正前	
		算定総額 1 9, 0 2 4 千円 *	
		(所得割額 0. 2 8 % 1 1, 0 2 3 千円) *	

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計
計	667, 356	26, 117	693, 473

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	265,381	11,879	277,260
-----------	---------	--------	---------

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		(均等割額 1, 2 2 0 円	5, 2 7 8 千円) *
		(1 8 歳以上均等割額 5 0 円	2 1 6 千円) *
		(平等割額 7 7 0 円	2, 5 0 7 千円) *
		控除額合計	1, 7 8 6 千円 *
		低所得者軽減額	
		収入見込額 (収納率 9 2 . 8 %)	
			1 5, 9 9 6 千円 *
		補正後	補正前
		1 4, 7 6 3 千円	－ 1 5, 9 9 6 千円
			= △ 1, 2 3 3 千円

1 保険基盤安定繰入金	11,879	1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	8,873
		補正後	
		県	74,316千円＊
		町	24,773千円＊
		計	99,089千円
		補正前	
		県	67,662千円＊
		町	22,554千円＊
		計	90,216千円
		補正後	補正前
		99,089千円	－ 90,216千円
			= 8,873千円
		2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	3,000
		補正後	
		国	31,915千円＊
		県	15,957千円＊
		町	15,959千円＊
		計	63,831千円
		補正前	
		国	30,412千円＊
		県	15,206千円＊

国民健康保険特別会計

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計
計	265, 381	11, 879	277, 260

7 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	14, 025	14, 026
計	1	14, 025	14, 026

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		町 1 5, 2 0 7 千円＊ 計 6 0, 8 2 5 千円 補正後 補正前 6 3, 8 3 1 千円 － 6 0, 8 2 5 千円 ＝ 3, 0 0 6 千円

1 繰越金	14, 025	1 前年度繰越金 14, 025 補正後 補正前 1 4, 0 2 6 千円 － 1 千円 ＝ 1 4, 0 2 5 千円

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 医療給付費分	568,030	0	568,030			8,186 繰入金	△8,186
計	568,030	0	568,030	0	0	8,186	△8,186

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

1 後期高齢者支援金等分	179,675	0	179,675			2,899 繰入金	△2,899
計	179,675	0	179,675	0	0	2,899	△2,899

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

1 介護納付金	67,103	0	67,103			260 繰入金	△260
計	67,103	0	67,103	0	0	260	△260

3 款 国民健康保険事業費納付金

4 項 子ども・子育て支援納付金

1 子ども・子育て支援納付金	17,884	0	17,884			534 繰入金	△534
計	17,884	0	17,884	0	0	534	△534

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

2 償還金	1	409	410				409
-------	---	-----	-----	--	--	--	-----

節・細節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正

		財源更正

		財源更正

		財源更正

22 償還金，利子及び割引料	409	【戸籍保険課】 1 返還金 償還金 409
----------------	-----	--------------------------------

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	2,760	409	3,169	0	0	0	409

5 款 諸支出金

2 項 繰出金

1 一般会計繰 出金	1	8,967	8,968				8,967
計	1	8,967	8,968	0	0	0	8,967

6 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	13,090	42,645	55,735				42,645
計	13,090	42,645	55,735	0	0	0	42,645

(単位：千円)

節・細節		説明
区 分	金 額	
1 償還金	409	返還金 補正後 補正前 4 1 0 千円 − 1 千円 = 4 0 9 千円

27 繰出金	8,967	【戸籍保険課】	
1 繰出金	8,967	1 一般会計繰出金	8,967
		繰出金	
		補正後	補正前
		8,968千円	－ 1千円 ＝ 8,967千円

1 予備費	42,645	【戸籍保険課】 1 予備費 予備費 補正後 55,735千円	補正前 13,090千円 = 42,645千円	42,645